

社会福祉法人 のじぎく福祉会

ケアハウス すこやか

重要事項説明書

【 ケアハウス すこやか 重要事項説明書 】

(令和6年10月1日現在)

1. 事業主体概要

事業者の名称・・・・・・・・・・社会福祉法人 のじぎく福祉会
法人所在地・・・・・・・・・・兵庫県加古川市神野町神野136-8
代表者氏名・・・・・・・・・・理事長 栗原 英治
電話番号・・・・・・・・・・079-438-9696
FAX番号・・・・・・・・・・079-438-9697
設立年月日・・・・・・・・・・平成2年12月28日

2. 施設の概要

施設の名称・・・・・・・・・・ケアハウス すこやか
施設所在地・・・・・・・・・・兵庫県加古川市野口町坂井59-1
代表者氏名・・・・・・・・・・施設長 筒井 恵
電話番号・・・・・・・・・・079-430-0200
FAX番号・・・・・・・・・・079-430-0201
開設年月日・・・・・・・・・・平成15年4月1日
建物構造・・・・・・・・・・鉄筋コンクリート3階
居室…40室(面積は壁芯寸法)
【29室:20.12㎡ 4室:21.97㎡
2室:20.96㎡ 4室:20.04㎡ 1室:21.04㎡】
トイレ・洗面台・ミニキッチン・クローゼット
電気調理器・冷暖房設備・非常通報装置・電話
ベランダ等
共用…食堂・浴室・洗濯室・相談室等
建築面積・・・・・・・・・・2,941.00㎡

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的: ケアハウスすこやかは、社会福祉法人のじぎく福祉会が老人福祉法に基づいて、高齢者の方々が自立と協調のもと、安心して健康で豊かな生活を送っていただくために設けられた施設です。

運営の方針: 施設の管理運営については、高齢者の特性を配慮した住みよい住環境をつくり、入居者様の自主性を尊重し、明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応や処遇に万全を期することを基本方針とします。

4. 施設サービスの概要

(給食)

1. 入居者様へ適切な食事を毎日3食提供いたします。
2. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意しております。
3. 食事の時間は次の通りです。
 - (1) 朝食 午前 7時30分 ～ 午前8時30分
 - (2) 昼食 午前 11時30分 ～ 午後1時00分
 - (3) 夕食 午後 5時30分 ～ 午後7時00分予め欠食する場合は、前日の17時までに届出がある場合に限り、欠食分の食費をその月の生活費から減額することができます。
予め欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供いたしません。

(入浴)

1. 入浴は毎日とし、定められた時間帯に入浴できるよう準備を行います。
2. 原則として、個別の入浴介助は行っておりません。
3. 入浴の時間は、午後4時00分 ～ 午後8時00分の間とします。

(生活援助)

1. 日常生活の介助は、原則として実施いたしません。
2. 入居後、家事等が独力で行うことができなかつたり、病気等で介護者が必要となった場合には、家族の出来る限りの援助を必要とし、また外部の在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとります。
この場合、費用は入居者様の個人負担となります。

(保健衛生)

1. 入居者様の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮しております。
2. 入居者様に対し随時保健衛生知識の普及指導を行います。
※ 協力医療機関、協力歯科医院は以下の機関となっております。

(協力医療機関) 名称：	医療法人社団 順心会 順心病院
住所：	兵庫県加古川市別府町別府 865-1 TEL：079-437-3555
(歯科医療機関) 名称：	船原歯科クリニック
住所：	兵庫県加古川市加古川町備後 111-1 TEL：079-426-7620

(緊急時の対応)

1. ナースコール等、緊急対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
2. 予め届け出されている場合は医療機関へ連絡するとともに、緊急連絡先へ速やかに連絡致します。

5. 職員体制 (常勤換算)

(1) 施設長	1名
(2) 生活相談員	1名
(3) 介護職員	2名
(4) 栄養士	1名
計	5名

6. 利用料金

月額利用料早見表

ケアハウス 「すこやか」

令和6年10月1日 現在

事務費の 階層区分	前年度中の収入（年金等）	管理費 （居室に要する費用）	生活費 （食材料費及び 共用部分に係る 光熱水費に限る）	事務費 （サービスの提 供に要する費用）	合計
1	1,500,000円以下	17,225円	46,940円	10,100円	74,265円
2	1,500,001円～1,600,000円	17,225円	46,940円	13,100円	77,265円
3	1,600,001円～1,700,000円	17,225円	46,940円	16,200円	80,365円
4	1,700,001円～1,800,000円	17,225円	46,940円	19,300円	83,465円
5	1,800,001円～1,900,000円	17,225円	46,940円	22,300円	86,465円
6	1,900,001円～2,000,000円	17,225円	46,940円	25,400円	89,565円
7	2,000,001円～2,100,000円	17,225円	46,940円	30,500円	94,665円
8	2,100,001円～2,200,000円	17,225円	46,940円	35,600円	99,765円
9	2,200,001円～2,300,000円	17,225円	46,940円	40,600円	104,765円
10	2,300,001円～2,400,000円	17,225円	46,940円	45,800円	109,965円
11	2,400,001円～2,500,000円	17,225円	46,940円	50,900円	115,065円
12	2,500,001円～2,600,000円	17,225円	46,940円	58,000円	122,165円
13	2,600,001円～2,700,000円	17,225円	46,940円	65,100円	129,265円
14	2,700,001円～2,800,000円	17,225円	46,940円	72,300円	135,465円
15	2,800,001円～2,900,000円	17,225円	46,940円	79,400円	143,565円
16	2,900,001円～3,000,000円	17,225円	46,940円	86,600円	150,765円
17	3,000,001円～	17,225円	46,940円	92,157円	156,322円

上記の他に居室での電気代（メーター管理）・水道代（1ヶ月一律2,760円）・電話代（基本料385円＋通話料）がかかります。

11月～3月の期間は冬期加算料金2,160円が加算されます。（暖房費）

入居時に居室の原状回復費用と基本料に未払いが生じた時の保証金として20万円を納めていただきます。

ご夫婦で入居される場合は双方の収入額の合計を2で割った金額で事務費を決定します。

*尚、その際の金額が150万円以下となり一階層になられた場合は上記表の額から30%減額した金額となります。

利用料及び使用料一覧表

令和6年10月1日現在

項 目		料 金
利 用 料	管 理 費 (居住に要する費用)	1ヵ月 17,225円
	事 務 費 (サービスの提供に要する費用)	入居者様の前年分の所得により国の定める基準に従って一部補助がありますので、入居者様の負担額は下記の通りとします。 1ヵ月 10,100円 ~ 92,157円
	生 活 費 (食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る)	1ヵ月 46,940円 冬期加算(11月~3月) 月額 2,160円
	国の定める基準が改正された場合は、それに基づき利用料を改正いたします。	
使 用 料	食 費	(事前に欠食届を提出し、欠食した場合は、下記の金額を翌月分生活費から控除、清算します。) <ul style="list-style-type: none"> ・朝 食 180円 ・昼 食 335円 ・夕 食 335円
	光熱水費・乾燥機 家族宿泊室 宿泊者食費 駐 車 料 金 服 薬 管 理	各自実費負担 一室一泊(お一人) 3,000円(食費は別途徴収します) 電話代(基本料金385円+通話料) 朝 食 350円 昼 食 560円 夕 食 560円 月 額 2,000円 月 額 1,000円

7. 保証金

- ① 入居者様には、居室の原状回復費用と、基本利用料に未払いが生じたときの保証金として20万円を、入居時に納めていただきます。
- ② 入居者様には、前項の保証金が、居室の原状回復費用と基本利用料の補填に充てられたために全額消費したときは、改めて20万円を施設に納めていただきます。
- ③ 施設は、保証金を基本利用料の未払い分に補填するときなど消費したときは、入居者様に対し、書面で消費した額と残額を通知いたします。
- ④ 施設利用基本契約が終了したときは、保証金から居室の原状回復費用と基本利用料の未払い分の補填に充てられた金額を除いた残額を全額入居者様に返還いたします。また、保証金に関しては無利息といたします。
- ⑤ 原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国土交通省住宅局)に準じて取り扱うものといたします。

8. 苦情相談窓口

(苦情処理) 入居者様は、提供された処遇等に苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

苦情受付担当者 松田 隆 (生活相談員)
苦情解決責任者 筒井 恵 (施設長)
第三者委員 宗行 正明 電話 080-3137-5529
中村 昌由 電話 090-7762-9350

※苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。
※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどを行います。

9. 施設利用にあたっての留意事項

① 門限

午後9時です。やむを得ない事情での門限時間以後の出入りは、通用口のインターホンで宿直員に連絡してください。

② 外泊

事前に事務所にご連絡ください。

③ 喫煙

所定の場所での喫煙をお願いします。
火災防止の為、タバコの不始末には十分注意してください。

④ 設備・備品

故意に破損された場合は、修繕等に関わる費用を実費請求させていただく場合があります。

⑤ 所持品、備品の持ち込み

本人及び他利用者様の生活に差し支える物については、持ち込みを遠慮していただく場合があります。

⑥ 金銭・貴重品・薬等

保管及び服薬には十分注意してください。金銭・貴重品・薬等に関する事故については施設は責任を負えません。
尚、薬の施設管理希望については事務所へご相談下さい。

⑦ +禁止事項

ご入居者様の金銭・物品の貸し借りはトラブルの原因となりますので禁止します。
入居者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

⑧ ペットの持ち込み

衛生管理上ペットの持ち込みはご遠慮ください。

⑨ 損害・災難について

入居者様の故意、又は重大な過失により発生した損害・災難については、自己責任となります。

⑩ 退居について

30日以上予告期間をもって、退居の意思表示をしてください。
無断で居室の原状を変更されたり、汚損や破壊により原状回復を要する場合は、その費用を負担して頂きます。

⑪ 個別サービスの実費徴収について

外出ツアー、各種催しなどについては別途料金をいただきます。
お菓の施設管理について、ご希望者は月 1000 円の管理料が必要です。

1 0. 非常災害対策

- ① 防災設備・・・避難階段 避難口 居室等の内装等の防火材使用
- ② 消防設備・・・屋内消火栓 自動火災警報設備 スプリンクラー
非常警報装置 漏電火災警報機 非常警報設備 非常電源設備
誘導灯及び誘導標識 カーテン等の防火性能
- ③ 防火訓練・・・年 2 回実施

1 1. 懇談会の開催

施設の管理、運営に入居者様の意向を反映するために、1 年に 2 回入居者懇談会、
1 年に 1 回家族懇談会を開催しています。

1 2. 個人情報の利用目的

ケアハウス すこやかでは、入居者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、
知り得た個人情報（入居申込書、健康診断書、住民票、※収入を証明する書類、
各種保険証、入居後の生活状況等）について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入居者様へのサービス提供に必要な利用目的】

- ・掛かりつけ医療機関への情報提供
- ・介護保険サービス利用に伴う情報提供
- ・役所関係手続き等による利用
- ・事故等の報告
- ・外部監査機関への情報提供

※ 収入を証明する書類は、事務費算定のために使用いたします。
上記以外の目的に使用したり、必要以上の提供はいたしません。

1 3. その他

パンフレット等もご用意していますのでご覧ください。

説明のご確認・同意書

令和 年 月 日

ケアハウス すこやかの入居利用に際し、
本書面に基づき、本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

【事業者】 ケアハウス すこやか

【説明者】

職 名 : 生活相談員

氏 名 : 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
ケアハウス すこやかの入居利用について同意しました。

【入居者】

住 所 :

氏 名 : 印

【連帯保証人】

住 所 :

氏 名 : 印
(契約者との続柄)

【連帯保証人】

住 所 :

氏 名 : 印
(契約者との続柄)